

第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発実施計画

No.	実施事業	事業内容	実施時期
1	選挙啓発紙	新聞に小選挙区ごとの啓発紙を折込み、投票日・選挙要件・投票方法・期日前投票所等を掲載し、投票への参加を促す。	1月27日(火)
2	若年層に対する啓発	①市内の高校及び大学で投票参加を呼びかけるのぼり旗、横断幕、ポスター、校内放送を依頼するなど、若年層に対する選挙の啓発を行う。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
		②初めて投票することとなる有権者(18歳)に選挙への参加を促す啓発はがきを郵送し、投票参加を呼びかける。	投票所入場整理券 発送と同時
		③若者が多く利用するSNS(市公式 Facebook、X 及び LINE)を活用し、投票参加を呼びかける。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
3	啓発ポスター	選挙啓発ポスターを市施設、郵便局等に掲出し、選挙名及び投票日を周知するとともに投票参加を促す。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
4	懸垂幕・横断幕	選挙名や投票日を表示した懸垂幕・横断幕を作成、市・区役所、行政センター、大学及び商業施設で掲出し、選挙名及び投票日を周知する。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
5	市・区公用車 (広報)	広報用公用車により、啓発音声を流しながら市内を巡回し、選挙名及び投票日を周知するとともに投票参加を呼びかける。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
6	のぼり旗	市・区役所、行政センター、協働センター、高校及び大学等に掲出し、選挙名及び投票日を周知する。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
7	商業施設店内放送	市内大型商業施設等の店内放送で、選挙名や投票日を周知するとともに投票参加を呼びかけるアナウンスを行う。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
8	投票所来場カード	期日前投票所及び当日投票所において、投票を済ませた選挙人に投票所来場カードを配布する。	1月28日(水)から 2月8日(日)まで
9	各種広報媒体での 情報発信	広聴広報課が所管する各種広報媒体で選挙に関する情報を発信し、選挙名や投票日を周知するとともに投票参加を呼びかける。【FM放送、庁内モニター、庁内放送、市公式 SNS (Facebook、X 及び LINE)】	1月27日(火)から 2月8日(日)まで の期間内で随時
10	インターネットでの 情報提供	市公式ホームページに選挙に関する情報を掲載し、選挙や選挙制度等を周知する。	1月24日(土)から 2月8日(日)まで
11	窓口市民用椅子への 情報掲示	選挙名や投票日を表示したチラシを作成し、区民生活課等の窓口を設置された市民用椅子の背もたれに掲示し、選挙名及び投票日を周知する。	1月27日(火)から 2月8日(日)まで
12	街頭啓発	JR浜松駅前等において、選挙の名称や投票日を表示した啓発物品を配布し、選挙の周知と投票参加を呼びかける。	2月1日(日)